

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年11月13日
【会社名】	東京海上日動火災保険株式会社
【英訳名】	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 北沢 利文
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
【電話番号】	03-3212-6211
【事務連絡者氏名】	法務部文書グループリーダー 菊池 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
【電話番号】	03-3212-6211
【事務連絡者氏名】	法務部文書グループリーダー 菊池 徹
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2017年4月28日付で、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出いたしました、当社の特定子会社の異動に関する臨時報告書の記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

1【提出理由】

2【報告内容】

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額および事業の内容ならびに当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合
- (2) 当該異動の理由およびその年月日

3【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

1【提出理由】

(訂正前)

当社は、当社の完全親会社たる東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社であるTokio Marine Asia Pte. Ltd. を、当社の完全子会社とすることを、2017年4月28日開催の取締役会で決議しました。同社が当社の完全子会社となった場合、当社の特定子会社に該当することとなりますので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(訂正後)

当社は、当社の完全親会社たる東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社であるTokio Marine Asia Pte. Ltd. を、当社の完全子会社とすることを、2017年4月28日開催の取締役会で決議しました。同社が当社の完全子会社となった場合、同社および同社の子会社であるTokio Marine Insurans (Malaysia) Berhadが当社の特定子会社に該当することとなりますので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額および事業の内容ならびに当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合

(訂正前)

名称	Tokio Marine Asia Pte. Ltd.	
住所	20 McCallum Street #13-01 Singapore	
代表者の氏名	Chief Executive & Director Arthur Lee	
資本金の額	586,971千シンガポールドル 542,000千タイバーツ(2017年3月31日現在)	
事業の内容	持株会社	
当社の所有に係る議決権の数	異動前	-
	異動後	170,882,000個
総株主の議決権に対する割合	異動前	-
	異動後	100%

(訂正後)

特定子会社 (Tokio Marine Asia Pte. Ltd.) の異動

名称	Tokio Marine Asia Pte. Ltd.	
住所	20 McCallum Street #13-01 Singapore	
代表者の氏名	Chief Executive & Director Arthur Lee	
資本金の額	586,971千シンガポールドル 542,000千タイバーツ (2017年3月31日現在)	
事業の内容	持株会社	
当社の所有に係る議決権の数	異動前	-
	異動後	170,882,000個
総株主の議決権に対する割合	異動前	-
	異動後	100%

特定子会社 (Tokio Marine Insurans (Malaysia) Berhad) の異動

名称	Tokio Marine Insurans (Malaysia) Berhad	
住所	29th - 31st Floor, Menara Dion, 27, Jalan Sultan Ismail, 50250 Kuala Lumpur, Malaysia	
代表者の氏名	Director & Chairman Zainal Abidin Bin Putih	
資本金の額	403,471千マレーシアリングット (2017年3月31日現在)	
事業の内容	保険業	
当社の所有に係る議決権の数	異動前	-
	異動後	403,471,000個 (うち間接所有: 403,471,000個)
総株主の議決権に対する割合	異動前	-
	異動後	100% (うち間接所有: 100%)

(2) 当該異動の理由およびその年月日

(訂正前)

異動の理由

当社は、東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社であるTokio Marine Asia Pte. Ltd.を、当社の完全子会社とすることといたしました。Tokio Marine Asia Pte. Ltd.の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10を超えるため、同社は当社の特定子会社に該当することとなります。

(訂正後)

異動の理由

当社は、東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社であるTokio Marine Asia Pte. Ltd.を、当社の完全子会社とすることといたしました。Tokio Marine Asia Pte. Ltd.および同社の子会社であるTokio Marine Insurans (Malaysia) Berhadの資本金の額が当社の資本金の額の100分の10を超えるため、両社は当社の特定子会社に該当することとなります。

以上